

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第3号

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例（平成17年総社市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(延滞金) 第5条 略 2 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、前項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u> 3～5 略</p>	<p>(延滞金) 第5条 略 2 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、前項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u> 3～5 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例第5条第2項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。